

## 府中市自然環境調査員会議設置要綱

平成24年11月29日

要綱第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自然環境を保全するに当たり、市内に生息する動植物に関する基礎的な知識を有し市内の動植物の生息状況その他の自然環境の調査を行っている市民等のうち市長が登録した者（以下「調査員」という。）の意見を反映させるため、府中市自然環境調査員会議（以下「調査員会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査員会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市内の動植物の生息状況その他の自然環境の把握に関する事項
- (2) 自然環境の保全のための普及啓発に関する事項

(組織)

第3条 調査員会議は、調査員のうちから、市長が依頼する委員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 調査員会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、調査員会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査員会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 調査員会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 調査員会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を調査及び審議するため必要があるときは、調査員会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 調査員会議に関する庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

(府中市緑の活動推進委員会設置要綱の廃止)

2 府中市緑の活動推進委員会設置要綱は、廃止する。

付 則 (平成26年11月12日要綱第95号)

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。